R6.4.1 現在

山 形 県 の 周 産 期 医 療 体 制

救急医療機関

〇山形大学医学部附属病院　〇県立中央病院
〇公立置賜総合病院　〇日本海総合病院
・県立新庄病院　　・鶴岡市立荘内病院
※ 〇は三次救急医療機関（救命救急センター等）

《役割》
交通事故の重症外傷等、緊急に母体救命処置を必要とする母体救急疾患に対応する。

周産期救急医療体制の推進

〇周産期救急搬送体制
〇周産期医療連絡体制一覧表
〇搬送時の情報共有化
・母体搬送連絡票
・新生児搬送連絡票

研修・人材育成

・症例検討会
・新生児心肺蘇生法講習会　等

消防機関

〇県内 12 消防本部

《役割》
観察結果に基づき、迅速かつ適切に医療機関への搬送を行う。

搬送

連携

搬送

周産期医療機関

三次周産期医療機関（山形県高度周産期医療ネットワーク）

〇山形大学医学部附属病院
（特定機能病院／地域周産期母子医療センター）
NICU ６床（GCU ３床）

〇 鶴岡市立荘内病院
（地域周産期母子医療センター）
NICU ６床（GCU ６床）

連携

〇済生会山形済生病院
（地域周産期母子医療センター）
NICU ８床 （GCU ９床）

〇県立中央病院
（総合周産期母子医療センター）
MFICU ６床、NICU ９床（GCU 18 床）

《役割》母体・胎児及び新生児におけるリスクの高い妊娠に対する医療、高度な新生児医療に対応する。

二次周産期医療機関

・山形市立病院済生館　・県立新庄病院　・米沢市立病院
・公立置賜総合病院　・日本海総合病院

《役割》入院施設として、産科、小児科を有し、周産期に係る比較的高度な医療に対応する。

かかりつけ医療機関

・地域における周産期医療に係る病院、診療所

《役割》妊婦健康診査や通常分娩を取扱い、妊婦の健康状態や受診歴等を全体的に管理する。